# 建設水道常任委員会

平成28年12月8日午前9時から第1会議室で開かれた。

### 1. 出席委員

 ⑤坂口
 徹
 〇井上
 卓也
 中川
 靖広

 平川
 理恵
 木澤
 正男
 奥村
 容子

 中西議長

# 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 副 町 長 池田 善紀 総 務 部 長 植村 俊彦 都市建設部長 谷口 裕司 建設農林課長 上田 俊雄 同課長補佐 仁 手塚 都市整備課長 松岡 洋右 同課長補佐 関口 修 上水道課長 井上 貴至 同課長補佐 扇田 一弘 同課長補佐 猪川 恭弘 下水道課長 寺田 良信 同課長補佐 岡村 智生

# 3. 会議の書記

議会事務局長 黒﨑 益範 同 係 長 大塚 美季

### 4. 審查事項

別紙のとおり

開会(午前9時00分)

署名委員 井上委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、井上委員、中川委員のお2人を指名いたします。お 2人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりで ございます。

初めに、1.付託議案、(1)議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員 及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてを議題といたし ます。

この議案につきましては、3の各課報告事項、(1)の斑鳩町農業委員会の委員の選任に関する規程(案)について、(2)の斑鳩町農業委員候補者評価委員会設置規程(案)について、(3)の斑鳩町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程(案)について及び(4)の斑鳩町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程(案)についても関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

上田建設農林課長。

建設農林

それでは、議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化 推進委員の定数に関する条例について、また、関連いたします、各課報告 事項(1)斑鳩町農業委員会の委員の選任に関する規程(案)について、

(2) 斑鳩町農業委員候補者評価委員会設置規程(案)について、(3)

斑鳩町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程(案)について、(4)斑鳩町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程(案)についてをあわせて説明させていただきます。

最初に、議案を朗読させていただきます。

# ( 議案書朗読 )

# 建設農林課長

それでは、末尾に添付しております要旨により説明させていただきます。

本条例は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、本町における農業委員会の委員及び新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

- 1.制定内容といたしまして、(1)斑鳩町農業委員会の委員の定数は、14人としております。当初、町では、現行の斑鳩町農業委員数20名の半数では10名となることなどの検討結果から、斑鳩町農業委員の定数案を12名として、9月12日の農業委員会総会及び9月15日に担当する建設水道常任委員会におきまして、骨子により説明を申しあげたところ、その総会及び委員会におきまして、業務の重点化により任意業務が必須業務に変わる中で、法律上限定数より減らすのは業務の遂行に支障を来たすとの意見や、新設する農地利用最適化委員の負担が大きくなる等の意見をいただき、町におきましても慎重に検討した結果、農業委員会の委員数を、法律の上限定数14名として上程させていただいております。
- (2) 斑鳩町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、4人とします。
- 2. 施行期日等といたしまして、(1) 施行期日は、公布の日、議決日としまして、平成28年12月19日から施行いたします。(2) 斑鳩町農業委員会の選挙による委員の定数条例は、廃止いたします。(3) 農業委員会等に関する法律の改正により、斑鳩町職員定数条例及び斑鳩町実費弁償条例で引用する条項を整理しております。(4) 経過措置として、現在の農業委員会の委員は、その任期満了の日、平成29年7月19日ま

で、従前の例により在任するものと規定いたしております。

続いて、関連します、各課報告事項(1)斑鳩町農業委員会の委員の選任に関する規程について、説明させていただきます。資料1をお願いいたします。末尾に添付いたしております要旨をごらんください。

この規程は、農業委員会の委員の任命に当たり、委員の候補者を選任するための手続き等について必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、(1)第2条関係で、推薦及び募集の区分と 方法について、農業者3名以上の連名による推薦と、農業者が組織する団 体、その他の関係者による推薦及び一般の個人からの応募により、文書で 推薦及び募集を行います。

- (2)候補者の資格、第3条関係でございます、について、農業委員会等に関する法律に規定している、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができる者とし、破産者、禁固以上の刑に処せられ執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者及び法令等により兼職が禁止されている委員は、農業委員の候補者になることができないことを規定いたしております。
- (3) 候補者の評価、第7条関係では、町長は、候補者の選定に当たって、斑鳩町農業委員候補者評価委員会設置規程に基づく斑鳩町農業委員候補者評価委員会により、候補者の評価について意見を求めるものとしております。
- (4)委員の選任、第8条関係では、町長は、評価委員会から意見の報告を受け、適当と認める者を、議会の同意を得て委員として任命することを規定いたしております。
- (5)委員の補充、第9条関係では、失職及び辞任により委員に欠員が 生じた場合は、委員の欠員が定数、14名の3分の1、5人を超えた場合 は、速やかに補充することを規定いたしております。

施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、各課報告事項の(2)斑鳩町農業委員候補者評価委員会設置規程について、説明させていただきます。資料2末尾に添付している要

旨をごらんください。

この規程は、斑鳩町農業委員会の委員の候補者について適正な評価を行 うため、斑鳩町農業委員候補者評価委員会を設置するとともに、評価委員 会の組織等について必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、1、(1)第2条関係、所掌事項につきまして、評価委員会は、農業委員候補者の活動歴等の審査に関すること、農業委員候補者の評価及びその評価結果の町長への報告に関することを行うことを定めています。

- (2)第3条関係、組織としまして、委員長を副町長とし、委員は、農業委員会会長、総務部長、都市建設部長、農業委員会事務局長により組織いたします。
  - 2. 施行期日として、公布の日から施行いたします。

続きまして、各課報告事項の(3)斑鳩町農業委員会の農地利用最適化 推進委員の委嘱に関する規程について、説明させていただきます。資料3 末尾に添付しております要旨をごらんください。

この規程では、斑鳩町農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱するに当たり、手続き等について必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、(1)第2条関係、担当区域及び募集人数について、別表のとおり、農家組合管轄区域を第1地区と第2地区に区域を決めて、各2名ずつと推進委員の人数を定めております。

- (2)第3条関係、推薦及び募集の区分と方法について、農家組合管轄 区域を単位として、農業者3名以上の連名による推薦と、農家組合管轄区 域を単位として、農業者が組織する団体、その他の関係者による推薦及び 一般の個人からの応募により、文書で推薦及び募集を行います。
- (3)候補者の資格、第4条関係について、農業委員会等に関する法律に規定している、農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有する者とし、破産者、禁固以上の刑に処せられ執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者、法令等により兼職が禁止されている委員、農業委員会の委員は、農地利用最適化推進委員の候補者になることができないことを規定いたしております。

- (4) 候補者の評価では、農業委員会は、候補者の選定に当たって、斑 鳩町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程に基づく斑鳩町農 地利用最適化推進委員候補者評価委員会により、候補者の評価について意 見を求めるものとしております。
- (5)推進委員の委嘱、第9条関係では、農業委員会は、評価委員会から意見の報告を受け、適当と認める者を推進委員として委嘱することを規定しております。
  - 2. 施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、各課報告事項の(4)斑鳩町農地利用最適化推進委員候補 者評価委員会設置規程について、説明させていただきます。資料4末尾に 添付している要旨をごらんください。

この規程は、斑鳩町農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者について適正な評価を行うため、斑鳩町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を設置するとともに、評価委員会の組織等について必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、1、(1)第2条関係、所掌事項につきまして、評価委員会は、推進委員候補者の活動歴等の審査に関すること、推進委員候補者の評価及びその評価結果の農業委員会への報告に関することを行うことを定めております。

- (2)第3条関係、組織としまして、委員長を農業委員会会長とし、委員は、農業委員会会長職務代理者、農政特別委員会委員長、農政特別委員会副委員長により組織いたします。
  - 2. 施行期日として、公布の日から施行いたします。

なお、斑鳩町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程 及び斑鳩町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程につきまし ては、11月14日の農業委員会総会におきまして骨子を説明いたしてお り、1月の農業委員会において議案として提出する予定をいたしておりま す。

以上、議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進 委員の定数に関する条例について、また、関連する各課報告事項(1)斑 鳩町農業委員会の委員の選任に関する規程(案)について、(2)斑鳩町 農業委員候補者評価委員会設置規程(案)について、(3)斑鳩町農業委 員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程(案)について、

(4) 斑鳩町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程(案) についての説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。中川委員。

中川委員

農業委員会の委員さんの任期と、農地利用最適化推進委員さんの任期っ ちゅうのは、いつになるの。

建設農林

任期については2年、同じ時期の2年となります。

課長

中川委員

私、聞いているのは、最適化推進委員候補者評価委員会っていうのは、 農業委員会の会長と、副会長っていうんかな、職務代理者、農政特別委員 長、副委員長、この人らが最適化推進委員さんを決定する、候補者として の中から決定する立場にあるから、これ、任期ってずれるのかな。それを 聞きたいねん。

建設農林課長

募集につきましては、並行に、農業委員さんと最適化推進委員さん、並行に募集していきます。このことから、次の推進委員の評価委員会につきましては、現農家会長と委員さんによって検討されていくということですので、次の、第1回の総会が、新たに任命される委員さんの第1回の総会において推進委員が委嘱されるというような手続きになっていきます。

中川委員

今現在はせやけど、今後、その法律が変わって来年の7月以降、新しい人、同じ任期なんかな。同じ日の任期やったら、選ばれへんやろ。それをちょっと聞きたい。

建設農林

課長

委員さんが7月20日からですね、新しい委員さんが7月20日から農業委員さんが任命されるということになるんですけども、その第1回の総会で推進委員さんが委嘱されると、4名の推進委員さんが委嘱されるという手続き。若干、だから総会までは推進委員さんは決まりませんけども、最後、満了の日は一緒になるという形になります。

委員長

暫時休憩します。

( 午前9時17分 休憩 )

( 午前9時27分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

上田建設農林課長。

建設農林課長

まず、先ほど、委員の任期、2年と申しましたけども、ちょっと訂正させていただいて、3年ということで訂正させていただきます。

そして、委嘱に関することですけども、7月19日まで現在の委員さんの任期になりまして、7月20日に速やかに総会を開きまして、その場で農業委員さんが決まり、そして、その農業委員さんにより推進委員が委嘱されるという手続きになります。

委員長

中川委員。

中川委員

それとまた別の話で、候補者の資格の中にね、委員との兼職が禁止されていてる者ってあるけど、これはどんな人やねんやろ。

建設農林課長

法令により兼職が禁止されている者という中で、例えば衆議院議員、国会法で禁止されております、参議院議員、また、地方税法の固定資産評価委員、固定資産評価審査委員会委員、または教育委員、人事委員会または公平委員会の委員会等がございます。

中川委員

最後に「等」入ってあったけど、例えば地域の町議会議員は入っていない。

建設農林

入っておりません。

課長

委員長

木澤委員。

木澤委員

今、いろいろ中川委員から質問があった中でも、聞かせていただいたのもあるんですけども、例えば農業さんの候補者を選ぶのに、その評価委員の中に農業委員の会長が入っておられるということで、ほかにもそういうケースがあるというふうに休憩中に町長のほうから話ありましたけども、これは、この評価委員会の設置っていうのは、法律に基づいてこういう形になっているんですかね。

建設農林課長

評価委員会につきましては、法律、今回の農業委員会等に関する法律の施行規則におきまして、市町村長は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定員の定数を超えた場合ですね、その任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならないというふうに定められておりますので、評価委員を設置して評価するということでございます。

木澤委員

その中に、農業委員会の会長が入っているっていう点についてですね、 一応、斑鳩町としてはこういう方向で考えているよということですけど も、全国的にですね、この農業委員さんが入らない形で評価委員会をつく ろうとしているというようなケースっていうのはあるんでしょうか。

建設農林

課長

評価委員会の委員さんにつきましては、各自治体、さまざまでございま して、入っているところもあれば、入れていないところも、行政だけであ るところもあります。

委員長

池田副町長。

副町長

この評価委員会について、法令審査会のほうでもいろいろ議論したわけなんですが、農業委員会の会長さんを入っていただくか、入っていただかないかということで、今、そういう懸念がありますので。しかし、全国的に調べました結果、やはり農業委員会の会長さんも入って、やっぱりその方のご意見も聞いて、民生委員の審査会同様に、やはり広く意見を聞いてしよういうことで、農業委員会の会長を入っていただくことになりました。

木澤委員

一般的に考えて、自分も候補者になる可能性があるという中で、自分を評価するということにもつながりますのでね。だから、始めてすぐ問題が起こるかっていうと、ならないとは思いますけども、ただやっぱり、将来的に見ても、住民さんから見たときにですね、いろいろ疑問の声が出てくるんじゃないかなということも懸念しますので、ここについては、運営の中でですね、きちっと公平性が保たれるように、一応、今回、規程を設置する際に、議会でもそういう意見があったということで、何て言うんですかね、ちょっと気にとめておいていただきたいと思います。特に今の時点で反対とは言いませんので。

それとちょっと、私、わからないので教えていただきたいんですけど も、推進の委員さんの評価委員会の、この農業委員会の農政特別委員会っ ていうのはどういうものなのか、ちょっとわからないので、教えてもらえ ませんか。

委員長

上田建設農林課長。

建設農林課長

農政特別委員会につきましては、今、農地の適正化の推進をしておりますけども、そのプロジェクトもしくはそういった議論をしている委員会で

ございます。農業委員会の中の部局、作業部会で協議している部会でございます。

#### 木澤委員

4つね、規程、きょう初めて見まして、よくまだ十分には理解できていないんですけども、それよりも議案のほうの質問にちょっと移らせていただきたいと思うんですけども、今回、法律がですね、大きく変わったということで、それに伴って条例が制定されるわけですけども、そもそもこれまで、農業委員会の委員さんっていうのは公選制で選ばれてきたわけですけども、これが首長の任命制になるということについて、その影響っていうんですかね、はどういうものが考えられるか、お尋ねしたいんですけども。

# 建設農林課長

公選制から任命制に変わるのは法律によって定められているところで、 国の目的に関しましては、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員会に就任できるように、公選制を廃止し、市町村町が市町村議会の同意を得て任命する方法に変更するということをうたわれておりますし、これにより、農業委員に、認定農業者やそれに準ずるものの数、または利害関係がない中立の立場の人、または年齢や性別に偏らないような措置を加えることが可能となり、組織として活性化が図れるというようなことがうたわれており、影響等については、まだ施行しておりませんので、何とも申しはできませんけども、ないものと考えております。

#### 木澤委員

公選制から任命制にすることによって、透明性のプロセスっていうふうにおっしゃいましたけども、私は、公選制のほうが透明性が高いのではないかなと。だから、首長の権限が強化されてですね、その首長の意向がこの中に入ってこないのかという点については、私は、選挙で選ばれるほうが、そういう関与の余地がなくなるわけですから、透明性については確保されると、されているというふうに思うんですけども。

(「国が言うとるねん。今、課長は国のやつ言うとるねん。 代弁しただけやん」と呼ぶ者あり)

建設農林

国の法律によって定められているものでございます。

課長

木澤委員

条例制定するわけですから、一応、疑問についてはきちっと明らかにしておきたいと思うんですけども。

あとですね、これも法律が改正されて、町は条例定数の上限いっぱいで 見直しをされたということについては、12から14にふやしたっていう ことは評価しますけども、もともとは20であったわけですよね。それに 対して、大きく、14名に減らされると。ここについての影響っていうの はどう考えていますか。

委員長

小城町長。

町 長

農業委員さんそのものについてはですね、もう以前は20人以上あったんですよ。それをだんだんと減らしてきたんです、町としても。そういう傾向が出てきている中で、やっぱり先ほど、国の主導ですけども、公選で選ぶちゅうのは、なかなかその候補者が出てこない、ほとんど無投票なんです。無投票というのか、もう選挙がないわけです。斑鳩町では、過去何回かはありましたけども。やっぱりそういういろいろな、弊害っちゅうのか、その地域、地域からの関係で、その地域から2人出られたら、もう必ず選挙ですから。やっぱりそういうことを考えたら、こういう、今、国のほうも、そういうことを十分、市町村のことを見ながら、農業委員会を観察しながら、やっぱりこうしてやったほうが、これからいろいろと、この遊休農地とか、あるいはそういうものの関係については、若い世代が跡を継がないというひとつの大きな問題がですね、どういう解決をしていこうかということで、この関係等については、私はやっぱり、定員は、14名は14名ということで、最初は12名ということでしたら、やっぱり農業委員会も、議会のほうも、やっぱりそれは14名にしてくれということで

すから、当然もう14名で精一杯頑張っていただこうということで、14 名ということで決めさせていただきます。

木澤委員

何度も言いますけど、町のほうはもう14名以上はふやせませんので、これでやるしかないんですけども、やっぱりこの減ることによる影響っていうのがね、地域の農地を守っていくに当たっては、私は非常にマイナスに働くと思いますし、この法改正自体が大きな問題だというふうに思いますのと、もう1点、お聞きしたいんですけども、農地利用最適化推進委員さんの仕事の中でですね、農地利用の集積・集約化というふうに、それが推進委員さんの仕事ですよっていうふうになっているんですけども、これはどういうことを指しているんでしょうか。

委員長

上田建設農林課長。

建設農林課長

農地利用の集積・集約化についてでございますけども、小さな区画の分散されている農地が、生産性の向上に向けて大きな、それが阻害要因と、今現在、なっているところでございます。そうしたことから、分散した農地を担い手へ集めることを集積・集約化と呼んでおり、また、その集積・集約化により、効率的で安定的な農業経営を行うことができるようにするということが目的でございます。

木澤委員

一定、そういうことで効率化を図ろうというものなんだろうなというふうに思いますけども、それは、斑鳩町の実態としてね、合っているのかなというのは疑問があるんですけども。例えば、今、やっぱり農家を継ぐ人がいなかったりとか、農家さん自体もその働き手がいなくなって、だんだん遊休農地、耕作放棄地がふえていっている中で、町が行っている施策としては、非農家さんにも、例えば家庭菜園なんかでそうした耕作放棄地と遊休農地について利用していただこうということで、需要と供給を結びつけて遊休農地の解消を図っていただいたりとか、あと、補助金もつけてですね、新規営農をされる方をふやそうという取り組みもしていますけど

も、なかなか大きい規模での農地っていうのだと、逆に取り組みにくいというのがあって、これからはやっぱり、細かい、小さいところをいろいろ管理・把握していって、それを利用したいっていう人と結びつけていくっていうような施策っていうことのほうが、私は求められていくのかなというふうに思うんですけども。ちょっとそこが実態と合わないのかなと思いますけども、それはどうなんでしょうかね。

委員長

小城町長。

町 長

今、おっしゃっていただくように、やっぱり斑鳩の農業委員会は、非常に活発的にですね、適正化等についても、小学生とか、あるいは幼稚園の関係の方に、ジャガイモ植えたり、あるいはそういうことを、キャベツとか、いろいろなことで、育苗とか、いろいろな関係をしていますから。やっぱりこの都市近郊の中で、私はやっぱり斑鳩町の農業委員会は非常に評価すべきと思っておりますし、これからもそういうことを、若い世代というのか、赤ちゃん、子どもさんあたりにですね、そういうジャガイモとか、あるいは以前にはソバを植えてですよ、そしてまた菜の花プロジェクトとか、いろいろな関係をやっているのも、これは適正化の農業の委員会の方々の努力だと私は思っていますし、非常に評価をされていると思っておりますし。産業まつりを見ていただいても、子どもが、ああいう小学生が発表会でも来ていますあの姿を見たら、やっぱり斑鳩町の農業の中で、都市近郊でこれだけのことを守っていただけるというのは評価すべきだと思っています。

委員長

平川委員。

平川委員

以前説明いただいたときに、認定農業者の数などっていう話、いただいていたと思うんですけど、それはこの文書の中には記されているんでしょうか。

委員長

上田建設農林課長。

建設農林 課長

認定農業者につきましては、今度、応募されたときに、その認定農業者 として確認できる、申し込みになっておりますので、その中で判断してい くということでございます。

平川委員

そうすると、選考する上で、何割は認定農業者でなければいけないっ て、実際選考していく中で、という割合ですとか、あと、農家、非農家に ついてのことは、この中には特に盛り込まれてはいないんですか。

建設農林 課長

特にここではうたっておりませんけども、評価委員会の中で、認定農業 者を、当然、半数以上、もしくは準ずるものという形で評価していって、 決めていくという過程になります。

平川委員

そうすると、じゃあ、委員数については、何割が認定農業者でなければ いけないということは、文書化にはなっていないっていうことですか。

建設農林

法律のほうにうたわれていますので、特に条例で定めてはおりません。

課長

平川委員

あと、もう1点。全体的な流れ、いつごろの時期に公募をかけて、いつ ごろの時期に評価委員会を開いて、また、候補者の選定される以前に、候 補の段階でホームページで告知されるようにも書いてあるので、そのあた りの、ちょっと一連の流れをお伺いできますでしょうか。

課長

建設農林 | 今、スケジュールにつきましては、あくまでも予定でございますけど も、3月に公募を行い、その中で、中間で1回、情報の公表をいたしまし て、最後、締め切りの段階でまた公表させていただく予定です。評価委員 会につきましては、4月をめどに開催させていただく予定をいたしており ます。

#### 平川委員

すみません、もう少し細かく。3月に募集をかけて、その段階で、その 方々の、誰が応募されているかっていう氏名の公表をされて、最後に締め 切りの段階でもう1度、応募されている方の情報を公開して、4月に評価 委員会をして、決定も4月ということですか。

# 建設農林課長

3月中に、28日の募集期間がありますので、3月中に公募を受け付けるということでございます。そして、その中で、公募の中で、まず中間に1回、状況を公表するということになっていますので、1回公表いたしまして、締め切りましたら、最終ですね、最終で最後また、どういう方が来られているかっていうのを公表するということになっております。それを受けまして、4月に評価委員会の開催をいたしまして、そこで評価を行うということでございます。最終は、6月の議会に同意の議案として上程するということになってまいります。

# 委員長

木澤委員。

### 木澤委員

今回、評価の基準ですね、以前、ちょっと別の機会にちょっと聞かせてもうたときは、まだこれから話だということでしたけども、応募者があって、その方々が農業委員さん等にふさわしいのかどうかっていう評価をする基準ですね、については、あらかたもう固まっていっているのかというのと、その基準について、応募される方と、広くこういう形で基準を設けますっていうような公表なんかはされていくのかどうか、その辺については、どうなんですか。

# 建設農林課長

今回、農業委員候補者評価委員会の設置規程を制定させていただいておりまして、評価の方法については、候補者評価委員会において評価基準を設けて審査していくことになりますので、ここで、まだ決まっておりません。それと、最終的にはですね、評価の結果は公表することになりますので、その段階で、どういった形で評価されたかというのは見ていただけることになると思います。

#### 木澤委員

中身まではちょっと公表するとまずいと思うんですけども、町長に対して結果を報告するというふうになっているのを、議会として、どういう基準で選考されたのかって、細かいところまでは別にいいですけども、大まかな基準っていうのはやっぱり把握しておきたいなと思うんですけども、その辺については。

# 建設農林課長

先ほど、基準については非公開で、評価審査会の中でしていくということですけども、結果については公表、どういったプロセスを踏んでいったかっていうのは公開することに。

委員長

池田副町長。

#### 副町長

今、課長申しあげた、その評価のプロセスというものは非公開になっておりますので、結果だけが公表になってまいります。評価する場合の基準につきまして、この評価委員会の中で、どういう基準で、全体、14名、仮にありましたら、その14名さんの方に、やはりどういういう方をまず順位的に選んでいくのか、それでまた、今までの農業の経験、また、農業に、いろいろな行政に携わった方もおられますし、また、自分の農業の、反別の、耕作の種類もありますし、それらを、今、アバウトですけども、それらを参考にして決めていくようになってこようかと考えていますけども、いずれにいたしましても、最終のその評価の基準は、その評価委員会の中で、今、申しあげたこと、それと、国のほうで、法律の中で、こういう方を、優先的いうか、おおむね入れてくださいよと、先ほど平川委員おっしゃいました認定農業者を優先的に入れなさいとなっておりますので、そういうことになってこようかと思っております。

#### 木澤委員

そうしたら、また評価委員会が設置されてですね、選考が行われた後に、基準がどうなったのかっていうのは、そのプロセスじゃなくて、大まかな考え方ですね、については、お尋ねさせてもらいます。

委員長

ほか、よろしいですか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数に関する条例については、討論の申し出があります。よって、これよ り討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。 木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化 推進委員の定数に関する条例について、反対の立場から意見を申しあげま す。

今回の条例制定は国の農業委員会法の改定に伴って行われるものですが、大きく言って、3つの問題があると考えます。

まず第1の問題は、農地の番人とされてきた農業委員会制度を大きく変えるものであるということです。これまで、農地の管理については、農業委員会に許認可権が与えられ、農業委員会のもとに、地域の農業者による自治的な仕組みによって農地が守られてきました。ところが、法改定により、農業委員会制度の根幹である公選制が廃止され、町長による任命制に変えられ、さらに、農業者からの建議が除外されるなど、農業者の自治が大きく後退させられたものだと考えます。このことにより、農業委員会は、農民の代表機関としての権限を弱め、町長などの行政機関の恣意的な選任が懸念されるもとで、国が強行する農地の最適化、流動化のための行政の実質的な下請け機関に変えられてしまったという性質を持つものだと思います。これでは、将来にわたって、本当に町民が望むような方向で農地を守ることはできないと考えます。

次に、第2の問題は、今回の制度変更による規制緩和で企業の参入が大

幅に拡大し、日本の家族農業が壊され、これまで守り続けてきた農地制度の根幹が壊されることになるからです。農業委員会を構成する認定農業者には株式会社でもなれることから、農家だけでなく、大手企業が農業委員会へ参入することが十分可能となっています。斑鳩町で果たしてそうしたことが起こるかどうかはわかりませんが、制度的には窓口を広げた形となりました。そのため、今後、農家の代表、農地の番人と言われてきた農業委員会が、企業の参入へと役割が大きく変わることも考えられます。

また、新しく設けられた農地利用最適化推進委員会では、農地利用の集 積・集約化が必須の役割として法で位置づけられており、農地の最適化の 名のもとに、農地は農地中間管理機構に集められ、機構を通じて、集約 化、大規模化されていくことになります。果たしてそれが斑鳩町の農地利 用促進につながるでしょうか。私は、この新たな体制と向かおうとしてい る方向が、斑鳩町の実態と大きくかけ離れているのではないかと思いま す。先ほども申しましたが、この間、遊休農地、耕作放棄地解消の有効な 手段の1つとして、貸し農園制度などが、今、全国的に広がってきてお り、家庭菜園などを望む非農家の方の需要と農地を持っているがもはや耕 作することが困難な農地の方とを結んで遊休農地の有効活用を図ったり、 新規農業者の育成に補助金もつけ、地道な取り組みを町は行ってきまし た。現在、有効な取り組みとして考えられるのはこうした取り組みであ り、そこに求められるのは、農地をできるだけ小規模で管理・把握し、活 用を図っていくものです。そうした点から考えても、農地の集約・集積化 を図るという狙いを持って進められる今回の法改定は町の実態と合わない し、まして、企業参入を許すようなことになれば、さらに大きな問題に発 展すると考えます。

次に、第3の問題は、制度変更によって、日本の食糧自給率がいっそう低下することにつながるという点です。今回の農業委員会制度の見直しとともに、農業生産法人、農業協同組合制度の見直しを加えた、いわゆる農業改革3本柱は、TPPの推進の前提として、多くの農業従事者の反対の中で強行されました。法改定の国会での議論を見ると、国が考える強い農業、もうかる農業というのは、企業の参入による輸出中心の農業です。逆

に、国内には外国産農産物が大規模に入り、今でさえ価格低下にあえぎ、利益も薄い農家に大打撃を与えようとしています。農水省の試算では、農業就業人口は、10年間で51万人減少しました。TPP推進で、農業就業者の減少にさらに拍車がかかり、農業がいっそう弱体化すると考えます。そうなれば、食糧自給率は、向上するどころか、国の試算どおり20%台に落ち込むことになります。世界は、今、食糧はいつでも輸入できる状況ではありません。日本農業を再生し、食糧自給率を向上させることは、待ったなしの課題ですが、今回の法改定は、それに逆行するものです。農業のあり方について、国連は、大規模な企業的農業が、環境を破壊し、逆に飢餓を広げていると批判し、中小農家の役割を重視しています。家族経営を基本にした多様な農家や生産組織などが展望を持って生産できる環境をつくるべきで、そのために役立つ農業委員会にすべきだということを指摘しておきたいと思います。

なお、今回、議員懇談会の段階で提示された農業委員会の委員定数を、 町の裁量の中で12から14に引き上げた点については評価をいたします が、大きな問題のある法改定に伴って制定される今回の条例については、 やはり大きな問題を抱えていることから、賛成できないということを申し あげ、私の反対意見とさせていただきます。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。 井上委員。

#### 井上委員

それでは、議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員及び農地最適化推進 委員の定数に関する条例について、賛成の立場から意見を申しあげさせて いただきます。

この条例の制定は、国の農業委員会等に関する法律が改正され、平成2 8年4月1日に施行されることによるものであります。

この農業委員会等に関する法律の改正は、農業委員会の主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たすことを目的として改正されたものであります。

その1つに、農業委員会の事務の重点化について、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消及び農業への新規参入の促進が農業委員会の最も重要な事務として明確化されています。

2つ目に、農業委員会の選出方法の変更では、地域の農業をリードする 担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任できるように、公選 制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められ ています。これにより、農業委員には、認定農業者及び準じる者や中立的 な立場の人を加えることなどにより活性化が図れることが期待できます。

3つ目に、合議体として意思決定を行う農業委員とは別に、担当地域に おける農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適 化推進委員を新設し、地域活動の推進が図れるものとなっております。

以上のことから本議案に賛成するものであり、今後も斑鳩町の農地利用の最適化に向け、斑鳩町農業委員会がますます精力的に活動いただけることを期待して、私の賛成意見とさせていただきます。委員皆様、ご賛同よろしくお願いします。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行いま す。

本案を原案どおり可決することに賛成委員は、挙手をお願いします。

( 挙手する者あり )

委員長

挙手多数であります。よって、議案第45号 斑鳩町農業委員会の委員 及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例については、当委員会と して、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林課長

それでは、議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきま す。

最初に、議案を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

建設農林課長

それでは、末尾に添付しております要旨により、説明させていただきます。

本条例は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会に農地利用最適化推進委員を委嘱するに当たり、報酬及び費用弁償を定めるものでございます。

- 1. 改正内容といたしまして、農地利用最適化推進委員の報酬は、月額 2万4,200円、旅費は、実際に生じる費用、日当は、1日につき3, 000円、宿泊料は、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神 戸市の甲地方は1泊につき1万4,800円、その他の地域の乙地方は1 万3,300円としております。なお、以上の報酬につきまして、全て農 業委員の報酬及び費用弁償と同額といたしております。
  - 2. 施行期日は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

今、課長の報告の中で、農業委員さんとの報酬の差はないということで 説明がありましたけども、業務内容については違うと思うんです。これま でにも一定の説明はいただいてきているんですけども、条例審査の際です ので、この内容の違いについても確認をさせていただきたいなと思うんで すが。

建設農林課長

主に、農業委員さんとの違いですけども、農業委員さんにつきましては、委員総会において審議して、最終的に合議体として決定することが主体業務となっているところでございます。一方、農地利用最適化推進委員につきましては、担当地区において農地の最適化に伴う現場活動を主体的に行うということに規定いたしております。

木澤委員

どっちも大切な役割ですし、どっちがどっちっていうことはないんですけども、業務内容的には大変なものかなということで、なり手があるのかどうかっていうことを心配するんですけども、町のほうとしては、その辺をどう考えてはるんでしょうか。

建設農林課長

委員さんおっしゃるとおり、役割が違いますので、同じ、両方とも大切 な役割を担っている委員さんであるということでございます。

それと、農地利用最適化推進委員が、定員もしくはちょっとなり手がなかったといった場合につきましては、当然、募集期間を延長して対応したり、個別の働きかけを行うなど、工夫して、たくさんの方が応募・推薦していただけるように努力してまいりたいと考えております。

木澤委員

この議案第47号については、先ほどの45号に付随して発生するものですけども、これについては、実務的な面も強いことから、この付随するものについてまで、あえてまで反対をいたしません。

委員長

ほか、ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決

することにご異議ございませんか。

# ( 異議なし )

### 委員長

異議なしと認めます。よって、議案第47号については、当委員会とし て、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第60号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会 計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田下水道課長。

# 下水道課 長

それでは、付託議案であります議案第60号 平成28年度斑鳩町公共 下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明をさせていただ きます。

まず、議案書を朗読いたします。

# ( 議案書朗読 )

# 長

下水道課 今回の補正は、歳入歳出予算の総額に3,635万2,000円を増額 し、歳入歳出それぞれ14億825万2,000円とするものでございま す。

> また、継続費におきましては、工事の入札を執行し、実施額が確定しま したことから、補正をお願いするものでございます。

> なお、本補正予算では、公共下水道整備事業において、本年度末までに 事業を完了させることができないことから、繰越明許をお願いするもので ございます。

それでは、主な補正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算事項別明細書の9ページをお願いいたします。最初に、歳入予算の 補正でございます。第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料では、予 定していた排水量より一般排水量が多く見込まれることから761万4. 000円の増額、第4款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、491

万2,000円の減額、第7款 町債、第1項 町債では、公共下水道新設改良費の増により3,365万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出予算の補正でございます。10ページをお願いいたします。 第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費では、人事院勧告に伴う給 与改定及び人事異動等による人件費の補正と汚水処理量の増に伴う流域下 水道維持管理負担金の増により849万8,000円の増額補正、第2項 下水道新設改良費では、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による 人件費の補正と公共下水道新設改良費の増により2,785万4,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、継続費補正でございます。補正予算書3ページにお戻り願います。第2表 継続費補正でございます。第1款 公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名 公共下水道事業(第11処理分区9工区一1)及び公共下水道事業(第15処理分区17工区一1)につきまして、9月議会で契約の議決をいただき、契約金額が確定したことにより、総額及び年割額を変更するものでございます。

まず初めに、公共下水道事業(第11処理分区9工区—1)につきましては、総額といたしまして、2億円から1億7,947万5,000円に、また、年割額は、平成28年度を2,500万円から2,243万4,000円に、平成29年度を5,480万円から4,917万6,00円に、平成30年度を1億2,020万円から1億786万5,000円にそれぞれ補正をお願いするものでございます。

次に、公共下水道事業 (第15処理分区17工区—1) につきましては、総額といたしまして、2億円から1億7,357万8,000円に、また、年割額は、平成28年度を1,900万円から1,649万円に、平成29年度を7,730万円から6,700万円に、平成30年度を1億370万円から9,008万8,000円にそれぞれ補正をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費でございます。補正予算書4ページをお願いいたしま す。第3表 繰越明許費でございます。第1款 公共下水道費、第2項 下水道新設改良費、事業名 公共下水道整備事業につきましては、本年度 末までに事業を完了させることができないことから、4,643万1,0 00円の繰越明許費をお願いするものでございます。

5ページにお移りいただきまして、最後に、第4表 地方債補正についてであります。歳入のところで申しあげたとおり、公共下水道新設改良費の増により、限度額を4億3,845万円の予算措置をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りいただき、予算書総則の朗読 をもちまして説明とさせていただきます。

# ( 予算総則朗読 )

下水道課 長

以上で、議案第60号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審 議を賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いをいた します。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 |

9ページの使用料のところで、今回、接続件数が増加したということで 補正も組まれていますけども、これ、件数にしたら何件になるんでしょう か。

下水道課 長

平成28年度の下水道の接続の当初見込みいうのが、300件見込んでおりました。集中浄化槽地区の分も含めて300件見込んでおりましたけども、現在、11月末現在で接続件数が310件となっております。接続件数の要因といたしましては、小規模な開発とか、また、アパートとかそういったハイツの増がございまして、そういった結果になっております。また、今後の見込みとしましては、過去の実績から、毎月7件程度ふえておりますので、最終的に3月末の年度末には、340件程度になると考え

ております。

木澤委員

そうしたら、開発されて新しく家が建ったということでふえたっていう ことですかね。

下水道課 長

その310件の内訳といいましたら、申しますと、集中浄化槽地区で約半分、153件、そして新築で大体68件、そして、今までに建てられて、何年か経過して接続するという既存の住宅で約89件ございます。

木澤委員

今、割合で言うと、当初300件見込んでいて、今、310件で、10件、今の段階でね、ふえているわけですけども、新築の分っていうのも当初見込みに入れてはるんですかね、どれぐらいの割合で入れてはるんですか。

下水道課長

集中浄化槽地区で約、大体半分近く、27年度でもう接続が終わっておりましたので、残りの半分、新築とか、既存っていう形で150件程度見込んでおりましたので、ほぼ予想どおりの、見込みどおりので来ておりましたけど、これからまた新築とかふえてきますので、最終的には340件を見込んでおります。

木澤委員

ちょっと下水道課のほうでお答えできるのかわかりませんけど、新築の 件数の見込みっていうのはどういうふうに立ててはるんですか。

委員長

池田副町長。

副町長

新築の見込みといいますのは、これも上水道でも一緒ですけども、加入 者負担金がございますわね。それとあと、税務課のほうで、固定資産の評 価行きますので、年間の申請状況がございます。また、都市整備課のほう で開発と位置指定の合議なんかも回ってきますので、それらを参考に年間 の新築戸数いうのは予測をいたしております。 木澤委員

そうしたら、大体開発、新築の平均値みたいなのがあって、それをもと に出しているということですね。わかりました。

あともう1点、継続費なんですけども、これ、入札で金額下がったっていうことで、年度ごとに振り分けをされていますけども、これって、振り分ける際に一定のルールっていうのがあるんですかね。

委員長

谷口都市建設部長。

都市建設部長

当初、契約締結の段階で、入札のときももちろんなんですけど、条件の中で、年割りの割合いうのは決められております。もともと施工する基準もございますねんけども、そうした中から年割り額いうのを決めておりますので、それに基づいて割り振っておるという状況でございます。

木澤委員

そういうルールがあるということでしたら、わかりました。

ちょっと思ったのは、例えば今年度は、もう、これ、当初から予算確保 しているので、後年度のやっぱり負担を減らすっていう考え方もあるのか なと思ったけども、それはできないんですね。

都市建設部長

例えば今回3年継続で発注しておりますけども、初年度につきましては 測量設計をしていただくと。2年目については、それに基づいてエリアを 決定した段階で規模を決めております。そうした形で割合いうのは配分し ておりますので、そのような形で割っているという形で理解いただいたら いいと思います。

委員長

ほか、ございませんか。

( な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

#### ( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第60号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第63号 平成28年度斑鳩町水道事業会計補正予算 (第1号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 井上上水道課長。

上水道課 長

それでは、議案第63号 平成28年度斑鳩町水道事業会計補正予算 (第1号) について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

### ( 議案書朗読 )

上水道課

長

それでは、補正予算書の実施計画書により、ご説明いたします。

恐れ入りますけど、補正予算書の3ページをお願いいたします。収益的支出で、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用で、4月の人事異動による人件費関係及び人事院勧告に伴い453万円の減額補正をお願いするものです。その内容といたしまして、第1目 原水及び浄水費で11万

| 1,000円の増額、第2目 配水及び給水費で650万1,000円の | 増額、第4目 総係費で1,114万2,000円の減額であります。

それでは、恐れ入りますけど、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

朗読をもちまして、ご説明させていただきます。

( 予算総則朗読 )

上水道課

長

以上、議案第63号 平成28年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1 号)の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますよ う、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第63号については、当委員会とし て、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第65号 奈良広域水質検査センター組合への加入に ついてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 井上上水道課長。

長

上水道課 それでは、議案第65号、奈良広域水質検査センター組合への加入につ いて、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

上水道課 튽

それでは、奈良広域水質検査センター組合加入について、ご説明をいた します。

斑鳩町上水道の水質検査につきましては、西和衛生試験センター組合に 依頼し、実施してまいりましたが、28年度末をもって当組合が解散いた しますことから、水質検査に関する事務を共同処理するため、平成29年 4月1日から、斑鳩町上水道の水質検査機関として奈良広域水質検査セン ター組合に加入し、水質検査を実施していくこととするものであります。

奈良広域水質検査センター組合は、水道法第20条の規定に基づく水質 検査を共同で処理するため設置、管理運営されている一部事務組合であり ます。現在、奈良市を除く県下31市町村によって組織されております が、このたび、斑鳩町を含む西和7町が足並みをそろえて加入することに より、県下38市町村で組織される団体となります。なお、当組合の所在 は、御所市戸毛367番地の2、奈良県水道局御所浄水場内にございま す。

以上、議案第65号 奈良広域水質検査センター組合への加入について のご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、 よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決 することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第65号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

( 午前10時21分 休憩 )

( 午前10時40分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

次に、2.継続審査を議題といたします。

(1)都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備 促進に関することについて、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備課長

継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについてでありますが、法隆寺線の整備についてで ございます。

平成28年度では、法隆寺線整備工事に先立ちまして、国道25号との交差点の計画について、奈良国道事務所及び警察との工事実施協議を行うこととしており、現在、その協議に係る計画図面等の資料の調製を行っているところでございます。既に関係機関との下協議を重ねながら交差点計画の熟度を高めているところでございまして、いかるがパークウェイの事業進捗に伴いまして法隆寺線の整備を行っていくための準備作業を鋭意進めているところでございます。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員

この都市計画道で計画しているのは、今、何本ぐらいあるねやろ。

都市整備課長

現在、報告を申しあげました都市計画道路法隆寺線、それと、パークウェイ事業として国が直轄で事業のせております郡山斑鳩王寺線、それと、昭和町から安堵町域のほうへ続いていく安堵王寺線、あとは、法隆寺藤ノ木線につきましては、既に供用しているところでございます。

# (「門前線」と呼ぶ者あり)

都市整備課長

及び法隆寺の門前線につきましては、県道として整備をされて、供用しているところでございます。以上でございます。

中川委員

駅の南口からホール向いていくやつ、あれは都市計画道路でも何でもないんかな。

都市整備

都市計画決定をしている路線ではございません。

課長

中川委員

法隆寺線の突き当たりが、さっき、今、課長言うた王寺安堵線に接続するのかな、あれ。王寺安堵線っていうのはどうなっているねやろ。

都市整備

課長

この路線につきましては、王寺から斑鳩、安堵町を結ぶ広域的な路線と してですね、県のほうで整備をいただけるように要望している路線でござ います。今のところ、具体的な進捗としては見られておりません。

中川委員

あれ、もともと県の事業やったんか、町の事業やったんかな。

都市整備課長

当初、県決定の路線でございます。事業主体につきましては、今のところ決定されているところではございません。

中川委員

県やねんな。事業主体は県やねんな。

都市整備課長

事業主体は、県のほうで整備していただけるように要望しているところでございますんですけれども、事業主体として、まだ決定しているというふうな段階ではございません。路線自体も県決定の路線ではございますけれども、県が事業を行う路線として決定しているという状況ではないというところでございます。

中川委員

県の路線やねんから、県が事業主体になるのが普通ちゃうの、当たり前 ちゃうの。県の道路を町が整備するのかな。

いずれにしてもな、そういう道路がいっぱい残っているのにやな、何も 前向いて進んでいないやん。だから、そんなのを、町の行政の努力も見え へんし、住民に聞かれたときにな、俺らかて説明のしようがないねやん か。だから、そこらもうちょっと、こう、前向いて事業進むように進めら れへんのかな。

委員長

池田副町長。

副町長

ご質問の内容は理解できます。ただ、一気に全部ということはできないです。これはもう昭和45年12月に都市計画決定やっておりまして、その後、もうご承知のように、いかるがパークウェイ、今はいかるがパークウェイですけど、中央線について、もう昭和50年前後から白紙撤回と促進でずっときております。その中で、まずはこのいかるがパークウェイについて、郡山斑鳩王寺線について整備していこうと、その後におきまして、順次やっていこうとしております。ですから、安堵王寺線についても、いかるがパークウェイが整備できた段階で安堵王寺線に着手していくと、こういうことで今日までずっと、昭和50年以降、きておりました。両方ともするというのは、とてもじゃないけど財政的にしんどいということで。

それと、今、松岡課長申しあげましたように、安堵王寺線については、 やっぱり安堵に抜ける道やし、これはもう、安堵とも協力しながらね、これはもう、町でするよりも県でやってほしいと、広域的なつながりがありますので、やってほしいということになってまいりました。

そういうことで、今はいかるがパークウェイに力を入れていると。それといかるがパークウェイの接続する法隆寺線につきましては、これはやはりここへ抜ける道ですので、パークウェイから、それについてもやっぱり整備していこうとしております。

今、奈良県下でも、斑鳩町に限らず、今、よく新聞で出ておりますけど

も、都市計画道路の見直し作業が行われておられます、各市町村。といい ますのは、もう昭和45年ですので、もうかれこれ50年近くたっておる んですわ、計画決定してから。そうしたら、計画決定してから50年近く たって、ない道路について、果たしてそれをずっと都市計画法の規制をか けていっていいのかという問題もございます。やはり都市計画決定やって まいりますと、53条の規制がございますので、そういう規制もかかって まいりますので、それが果たしていいのかどうか。そして、本当に必要か どうかの見直しの作業も、今、やっておられる市町村もあります。斑鳩町 でしたら、今、この前議論していただきました三郷との取り合いで、あり ますわね、三室交差点からちょっと三郷に延びている分、あれも計画決定 やってありましたけども、これはもう、三郷のほうももう計画がないとい うことで、取り消しになったということになっておりまして、まずは当面 はいかるがパークウェイについて全力で取り組んでいきたいと、このよう に考えております。そして、この法隆寺線をつないで、ルート25号とま たつなぐと。次には、大和高田線までに早く供用すると。まずはそれに全 力を挙げていくということになってまいりますので、町はその方針できて おります。

#### 中川委員

副町長の説明がな、事業主体が皆同じところやったら、それでそういう 説明になるねけど、パークウェイは国の事業や、それで、王寺安堵線は県 にしてほしい言うているやろ、法隆寺線は町やろ。事業主体違うのは、財 源が違うやん。別やろ。

### 副町長

財源が違うと言いましても、ただ国庫補助金もらうかて、国の関係です。いかるがパークウェイにつきましても、これは、当初は町の事業だったんですわ、都市計画決定したときは。ところが、国道25号の安全対策ということで、郡山、斑鳩、三郷、王寺、柏原市とで、昭和42、3年ぐらいからね、国道25号の改良の促進期成同盟いうのができておったんですわ。できておって、この、現の25号なんとかしてくれと、渋滞解消。それで、それを受けて、郡山のほうは現国道を徐々に拡幅していったと。

斑鳩の場合はもう、現25号いうのは、もう2回ほど拡幅、大正以後2回ほど拡幅させておられるんですわ、実はあの道路、今、現道は。ですからそれはもう非常に難しいと。となったときに、そうしたら新しいルートも考えていこうやないかと。そうしたら、郡山から法隆寺の裏、北庄通って、三郷へ抜けて、一気に柏原へ抜ける道つくったらどうやと。これについてもやっぱり費用対効果で非常に難しいとなって、郡山は現道拡幅をやっていこうと。それで、王寺についてはこっちの、旧の25号、駅前ありましたけども、こっちに回そうと、川沿いに回そうと。それで、そのかわり、斑鳩町については、郡山斑鳩王寺線を直轄事業で、町の事業やけども直轄でやりますよということで、今、直轄事業にしていただいて、工事を進めていただいておるわけです。

今、恐らくは松岡課長、事業主体決まっていないと言いましたけども、 安堵王寺線、これについても、45年やな、になったけども、事業主体は 町になったるはずやねん。違うねん、違うねん、事業主体決まらんと、都 市計画決定は打てないので。事業主体未定なってあった、都計図で見た、 なっていないねん。

もともとがね、全部町で決定していますねやんか。 4 5年に県決定になって、これ、名前も変わりましてん。もともと、これ、中央線でしたやろ。昭和 4 5年まではね、斑鳩町の、今、いかるがパークウェイ言うているのは、バイパス言うているのは、中央線いう名前だったんですわ、斑鳩中央線。それで、 4 5年に県決定なったときに、これはもう郡山まで抜けるとして、郡山安堵斑鳩王寺線か、何しかそういう名前になりましてん。ですから、それぞれの事業については、自分の区域についてはやっぱり各町が責任持ってやっていくという事業主体ですわ。ところが、今、言うているのは、そうじゃないと、広域やから、もう通過道路やから、これはもう県でしてくれよという要望はずっとやっておる、安堵町もやっておられるし、斑鳩町もやっているんです。そういう状況になっておりますので。

中川委員

今、もう、何て言うのかな、完成間近いっていうんか、その法隆寺線に 力入れてもらわんなんも理解できますし、それはそれでええねんけど、南 口のあの計画はどないなったるの。都市計画は打っていない言うけど、そ の道路。

副町長

それについては、この前、中西議長のほうからご指摘があって、どないなったるのやということでしたけども、まず、都市計画決定打っていないですけども、安堵王寺線へつなぐように、委員会または都市計画審議会で説明はありましたわね、まっすぐな道で。それについて、今、都市計画決定すべく地権者交渉をずっと行っておったわけですけども、やはり小口の大口地権者、3名あるんですけども、そこがとても理解を得られないということになっております。

今、都市計画決定を打つ場合に、おおむね都市計画決定打ってから5年 ないしは10年以内に必ず完成のめどが立たないと、都市計画決定は打っ てもらえない、くれません、県の都市計画審議会。と言いますのは、先ほ ど申しあげましたように、50年間とまっている都市計画道路あるのに、 何で新たな都市計画道路必要ですかという議論になってまいりますので。 ですから、ほぼ、全ての地権者の同意が得られる、また得られる見込みで ないと都市計画決定は打てないということで、今、都市計画決定も打てな い状況なっておりますので、そうしたら、打てなかったら、この建設水道 常任委員会でも、一度、こんな曲がった道、出したと思うんです。暫定的 にこういう道路できないかという議論もございました。ただもう委員さん の中からは、いや、もう道路いうのはまっすぐやと、これはまっすぐにせ ないかんということで、今、まっすぐで、今、進んでおりますけども、 今、県と協議、課長が前も申しあげましたように、県との中では、この駅 へするアクセスね、まっすぐにして曲がったルートとか、また広場の位置 を変えたりして都市計画決定は可能かどうかいう協議はやっているところ です。今、そういう状況です。

ただ、今、言いましたように、この大口の3人の地権者が、今のところはやはりかたくなに同意はできないということにされております。

委員長 ほか、ございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長

② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、具体的な事業 進捗につきましては、特に報告させていただく事項はございませんが、現 在の状況について、報告をさせていただきます。

JR法隆寺駅周辺整備につきましては、町の第4次総合計画、都市計画マスタープランにおきまして、町の玄関口にふさわしい整備、交通拠点として利用しやすいターミナルに整備を行い、観光、交流、生活など多様な都市機能を複合させた魅力ある市街地整備、交通拠点としての機能の強化を図るとともに、JR法隆寺駅と観光の中心地となる法隆寺周辺地域とを結ぶ観光アクセスの整備を行うこととしております。

また、斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンにより目指す定住促進、子育て支援、観光振興などにおいて、高いポテンシャルを有する地域であると考えております。

こうしたことから、急速な少子高齢化の進展、社会経済情勢の急激な変化と多様化するニーズに対応していくべく、JR法隆寺駅周辺につきましては、現在の都市計画のあり方や多様な市街地整備のツール、手法でございます、アクセス道路のルートの見直しの検討など、県ともその効果、可能性について、協議・検証を行っている途上でございます。

以上で、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終 わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(5) 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 谷口都市建設部長。

都市建設部長

それでは、議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)のうち、当委員会の所管に関します内容につきまして、一括してご説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

補正予算書の10ページをごらんいただきたいと思います。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 土木費国庫補助金で、街なみ 環境整備事業補助金といたしまして、法隆寺2丁目地内で施工いたしてお ります公共下水道工事にあわせ舗装復旧の美装化に交付金を活用するため 900万円の増額補正。

次に、11ページでございます。第17款 寄附金、第1項 寄附金、 第1目 寄附金で、都市計画寄附金といたしまして105万円の増額補正 をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。

21ページをお願いいたします。第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第2目 農業総務費で、人事院勧告及び人事異動などの影響により、 人件費の補正といたしまして486万2,000円の増額。

続きまして、23ページをお願いいたします。第7款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費で、人事院勧告及び人事異動の影響によ り834万円の減額補正、また、下段、第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費では、法隆寺2丁目地内におきまして、街なみ環境整備事業補 助金を活用し、公共下水道の整備及び引き続き舗装改良を行うため、工事 請負費で1、800万円の増額補正をお願いするものでございます。 続きまして、24ページをお願いいたします。第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費で、人事院勧告及び人事異動の影響により47万7,000円の増額補正、第2目 公共下水道費では、公共下水道事業特別会計への繰出金といたしまして、人件費の予算補正と下水道使用料の増額も見込まれることから491万2,000円の減額補正、第7目 景観保全対策事業費では、指定寄附金の追加により105万円の財源振替をお願いするものでございます。

恐れ入ります、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費でございます。第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費、事業 名 道路環境整備事業で、歳出でご説明させていただきましたが、法隆寺 2丁目地内におきまして、街なみ環境整備事業補助金を活用し、公共下水道の整備にあわせ引き続き舗装改良を行いますが、年度内に完了が見込めないため、1,800万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

以上、議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号) について、当委員会の所管いたします内容の説明とさせていただきます。 よろしくお願い申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

道路の美装化で予算組んでおられますけども、これは、公共下水道工事 に伴ってということで説明がありましたけども、どういうことをされるん でしょうかね。

都市建設部長

今、思っておりますのは、通常のアスファルト舗装ではなく、ちょっと 見かけのいい、グレードアップしたような舗装を仕上げていきたいと考え ております。

木澤委員

それは、効果っていうんですかね、はどういう効果を考えておられる。 何か町並み整備の一環なのかどうか、その辺も教えてもらえますか。 都市建設 部長

町並み整備、もちろんそれの一環でございますけども、観光客の誘導というのも念頭に置いた形で考えているところでございます。

木澤委員

今、ルートサイン等の整備も進めていますけども、それとも関連するものっていうふうに考えていいですか。

都市建設

ルートサインとは別と考えていただけたら。

部長

委員長

池田副町長。

副町長

歴史的風致維持向上計画を策定いたしました。その中に重点地域がございます。重点地域の中で、道路の美装化、また、サイン計画等々がございました。また、店舗の誘致がございました。その中の一環として、今現在、その地域の中に下水道事業、面整備入っておりますので、その復旧するときに、現状復旧したらまたやっていかなあきませんので、三町から五丁に抜けるあそこは、中宮寺からの南側の道ありますわね、あそこはその区域に入っておりますので、その区域をまずは美装化していくということです。また次年度以降もそれに続いて美装化やっていくと、国の補助金を活用しながらやっていきたいと、このように考えておりますので、全てまちづくりの一環ということでございます。

木澤委員

美装化っていうふうにおっしゃっていますけども、一定、ルートを誘導できるような意味合いのものであるというふうに捉えていいんですね。わかりました。

あと、ごめんなさい、もう1点ね、寄附金で、この都市計画寄附金ということで105万円いただいていますけども、この、こっちの、今まで教育とか福祉の分野っていうのはよく寄附金いただいていたんですけども、こっちの土木関係のほうにいただくっていうのは珍しいなと思ったんですけども、これはどういった経緯のものなんでしょうか。

委員長

植村総務部長。

総務部長

ことしからふるさと納税をポータルサイトで募集したりということで、 ふるさと納税、たくさんしていただいております。そのふるさと納税の中 で、景観に関することあるいは都市整備に関することに使っていただきた いというお申し出があったものについて、今回、こちらのほうの寄附金に あげさせていただいたということでございます。

木澤委員

町として戦略的にふるさと納税に取り組んだ結果ということで理解して おきます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

次に、(6) 斑鳩町空き家総合対策事業(案) について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長。

総務部長

斑鳩町空き家総合対策事業(案)についてでございます。

今般、空き家につきましての総合対策事業について、大筋の取りまとめを行いましたので、資料5に沿いまして、その概要案をご説明いたしたいというふうに思います。

まず、大きな柱、3本ございますけれども、まず1点目、空き家の適正 管理の促進についてでございます。

そのうちの1点目、所有者への啓発でございます。固定資産税の納税通知書の送付時などにチラシを配布するとともに、町のホームページや広報紙において情報の提供を進め、家屋の管理について所有者の意識の向上を図ってまいりたいと考えており、平成29年度から実施を予定しております。

2点目は、空き家相談会の開催でございます。NPO法人と連携をいた しまして、空き家の維持管理、賃貸、売買、活用方法など、空き家につい ての総合的な相談会を開催することといたしておりまして、平成29年度 から実施していきたいと考えているところでございます。

次に、大きな柱2点目の、老朽危険空き家の除却についてでございます。安全管理や環境衛生上の問題がある空き家を自主的に解体する場合に、その解体の費用の一部を助成しようとするものでございまして、平成29年度から実施してまいりたいと考えております。

2点目は、空き家の跡地利用についてでございます。安全管理や環境衛生上の問題がある一定の条件を満たした空き家の解体につきまして、除却後の土地を町に寄附をしていただくということを条件に、町で解体工事を行おうというものでございますが、これにつきましては、その実施に向けた検討に入ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

大きな柱の3点目でございます、空き家の利用促進でございます。

1点目の、空き家活用促進改修の支援及び子育て世帯移住促進の支援でございます。まず、空き家を居住目的で購入して改修する場合や、居住目的の賃貸を行うために改修する場合に、その改修費用の一部について助成をしようとするものでございます。また、居住者が子育て世帯である場合、三世代で同居する場合や転入者の場合は、その助成金を加算しようというものでございまして、いずれも平成29年度から実施してまいりたいと考えております。

2点目は、空き家の利用促進でございますが、空き家を売却または賃貸 しようとする場合に、空き家に残された家財道具の処分費用の一部につい て助成を行うこと、また、リユース可能な家財道具は町のイベント等で希 望者に無料で譲渡し、その有効活用を図っていこうというものでございま して、これについては、実施に向けた検討に入ってまいりたいというふう に考えております。

3点目は、空き家バンクの創設でございます。空き家の利用及び定住促進を目的に、空き家の利用を希望する方と町内に居住することを希望する方に情報提供を行うための空き家バンクについて、その創設を検討してま

いるものでございます。

裏面でございますが、平成29年度から実施を予定いたしております、 今、先ほど説明いたしました中で、平成29年度から実施を予定いたして おります助成事業について、改めてまとめたものでございます。

まず、事業番号1の老朽危険空き家等解体の支援では、老朽危険空き家等解体支援事業の補助金として、1件30万円、上限を考えているところでございます。

事業番号2の空き家活用促進改修の支援につきましては、空き家活用促進改修支援事業の補助金としまして、1件30万円、上限を考えているところでございます。

事業番号3の子育て世帯移住促進の支援では、上記の空き家活用促進改修支援事業補助金の対象者であって、かつ子育て世帯等である場合は、同補助金の補助上限額の引き上げを行おうというものでございます。また、引越し費用の一部を補助しようとすることによりまして支援を行うものでございます。事業概要にございますように、子育て世代改修費加算で1件当たり20万円、三世代同居・近居改修費加算で1件当たり10万円のそれぞれの加算、引越し費用補助金といたしまして1件当たり10万円、助成を考えているところでございます。

なお、事業概要の2番と3番の金額の記載方法に若干、ちょっと整合が とれていないところがございまして、2番の空き家活用促進改修支援事業 補助金につきましては、1件30万円で、予算要求段階で3件を予定いた しておりまして、90万円ということで、左の欄の予算要求額という欄で ございますが、ここに予算の要求段階の数値を入れさせていただいており ます。なお、あくまでも予算要求の段階であるということはご了承いただ きたいというふうに思います。

これら事業につきましては、今後、それぞれの担当課におきましてさら に詳細を詰めた上で、補助要綱等を整備をいたしまして、この事業費を当 初予算に計上してまいりたいと考えておりますので、ご了承いただきます よう、よろしくお願い申しあげます。以上でございます。 委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員

この表の1番の②のNPO法人っていうのは、この辺で言うたら、もう 来年、29年度から実施って書いてあるねんけど、どんなNPO法人。

総務部長

具体的に今、どこの団体とというようなことは考えてはおりません。特 定の団体っていうのは考えておりませんけども、これら空き家の情報を収 集したり、空き家についての相談会をされているようなNPO法人は結構 ございますので、それのいずれかと連携をして実施してまいりたいという ふうに考えているところでございます。

中川委員

29年度からやから、もうあと4か月、5か月の話やねんけど、この一 番近いところで言うたら、どんな団体あるの。町内にあるの。

総務部長

斑鳩町内にはございません。

中川委員 その下の②の建物の除却後土地を町に寄附するって、こんな土地、町は どないしていくの。管理するのにも費用かかっていくし、そんなんやった ら売却、1番で言う売却のほうへ回したほうがええのちゃうのかなと思う けど。

委員長

池田副町長。

副町長

本人さんの意向によってね、もう第三者に売るのは嫌やと、もう町で潰 してもうて、例えばもうその方、遠くに住んでおられて、そんなん売買や やこしいのいらんと、もう町に寄附するいう方もやっぱりあるらしいです わ、他の市町村でもこういう制度が。ただし、その場合、管理はね、その 近隣、その土地が所有する自治会が管理するという前提があるんですわ。

それらを整理していこうと思って、これ、実施に向けて検討となっておる んですわ。よくされておるのが、ただ単に町へ寄附するだけではあきませ んよ、その管理については、今、言われたように、そんなんやったら、何 ぼでもふえていきますわね。ですから、それはもう地元の自治会が、集会 所建てるとか、また、子どものちょっとした遊び場にするとかいうことで 維持管理しますよという条件があれば受けるという要綱をつくっておられ るところもあるんですわ。それらについても検討をさせていただくという ことです。ただ、そんな申し入れ少なくて、いやいや、もうそんなん、空 き家も大変やから、もうそのまま町で管理してくれたらええやんかという 意見が大半になってきたら、そっちにもなりますけどもね。ただ、自治会 になっていても、その自治会が。初めは皆、公園と一緒ですねん。皆、公 園ほしい言うて。団地でも一緒ですやん、今。せやから、今、公園でも、 もういらんから町でもう管理を任すと、もう一切うちは関係ない、使わへ ん、使わへん言うて返さはる自治会もありますねん。そういうことにもな ったらあかんので、これについては、ですからここには実施に向けて検討 となっておりますので、これはまだ結論、どういう方向でするかっていう のは結論は出ていないです。

中川委員 その、また裏のね、今度、解体の助成金やけど、1件30万、これ、上 限なんかどうなんかわからへんけど、これは建物の大きさによらず、もう 1件30万でっか。

副町長

大小にかかわらず、もう1件30万になっております。これについても やっぱり、先行しておられる自治体もありますので、それを参考にさせて いただいて、その大小にかかわらず、これにさせていただきました。

委員長 奥村委員。

奥村委員

先ほどの、副町長言っていただいた、空き家の跡地利用ですけども、実 |際にその申し出をされている、そういう例というか、件数とかはあるんで しょうか。

副町長

今現在のところは、ございません。ただ、一例としてね、1件、もう実際あるんですわ。町へ寄附されて、ただし、そのときは、指定寄附いう形です。指定寄附です。目的が決まった寄附ですので、この土地についてはどこどこの集会所の自治会で利用してくださいよ、目的ついておりますので、その目的として寄附をいただいた物件はございます。実際はございます。それはもう、まだ建物もしっかりしておりますので、その自治会が管理しますよいう誓約書いただいておりますので、それで寄附をいただきました。

委員長

平川委員。

平川委員

いくつかあるんですけど、まず、空き家の活用なんですけど、山間地域でなかなか移住が進まないっていう地域と、やっぱり斑鳩のように、空き家であっても不動産としての価値があって市場できちんと流通できるものっていうのもあると思うんですけれども、そのあたりとの兼ね合いとかですね、例えばこの家財道具の処分なんかについても、相続人がその土地を、建物を売ったら利益になるわけで、その中の家財道具の処分まで町のほうが見るのかっていうことですとか、あと、移住者の方に貸すことについても助成していくっていうところは、実際に不動産として流通する部分との兼ね合いというのはどう。

副町長

まず、不動産との兼ね合いですけども、不動産として流通する場合については、もうその方が最初に不動産として流通させておられます。不動産として流通さす意識がないから、空き家としてずっとほって、やっぱり危険な状態になってくると、こういう状況です。ですから、ここにありますように、そうしようも、例えば不動産流通しようが、ようしはらん、全然わからんと、私は、という人には、この1の②にありますように、売買や賃貸、活用方法などに相談の場を設けますよとなっておりますので、それ

はもう、絶対的に第一義です。解体が第一義でなくて、それは第一義です。それでももうどうしようもないんだ、私はもう、言うたら悪いけど、もう特養入って、私1人でもうそんな不動産屋会うのいらんという人もやっぱりおられますねやんか。そういう方については、やむを得ない場合はご相談させていただきますよと、こうなっておりますので、不動産の、そちらまで町が介入する、毛頭ございませんので。

平川委員

とすると、その3の②の空き家の売却または賃貸しようとする場合っていうところを、やはりきちんと不動産、町を通じてその処分をした後、不動産屋さんを通じて売却しようっていうふうなことにならないような、何か、こう、そういうきちんとした。

副町長

これを、今、利用促進についても、実施に向けて検討中でありますいうのも、そういう問題が懸念されますので、実施に向けて検討をさせていただくということになっております。

平川委員

その辺整理して、また進めていただきたいなと思います。

それと、この裏面の助成なんですけれども、この財源としては、地方創 生関係のそういう助成っていうのを充てているものなんでしょうか。

委員長

植村総務部長。

総務部長

財源については、単独でございます。

平川委員

あと、今回、子育て世代のとか、三世代の方の移住促進っていう意味での助成はあるんですけれども、例えば、今度、介護保険の関係の総合事業で、地域の居場所づくりとか、サロン活動とか、あと、今、子ども食堂もやっていますけれど、そういう子どもたちの居場所づくりとか、地域のそういう活性化のために使おうっていう場合の助成とか、そのあたりについては、考えていないんでしょうか。

総務部長

今はとにかく子育て世代の方に斑鳩町に住んでもらおう、斑鳩町を選ん でもらおうという観点から、この今回の事業の概要をまとめさせていただ いたものです。今、おっしゃっていただいたことについては、今の段階で は、考えているわけではございません。

平川委員

前に議会との懇談会で、自治会の方々がそういうサロン活動をしてい て、そういう、こう、カフェみたいなのをやる場所を、空き家とかでも活 用してもらいたいなっていう話しされていましたので、移住促進っていう 目的とはまた違ってきますけれども、今後、そういう介護保険の関係でそ ういうこともふえてくるかなと思いますので、また検討を、先々していた だけたらなというふうに思います。

委員長 木澤委員。

木澤委員

私、一般質問をさせていただいて、委員会で報告していただけるという ことだったので、これ見せていただいて、この補助制度等に取り組むこと についてはね、評価をさせていただいています。

今、委員さんからもそれぞれ質問あったんですけども、3の①の賃貸を 行うために、居住目的の賃貸を行うための改修っていうのが、ちょっとよ くわからないんですけども、どういうことを想定したらいいんですかね。

総務部長 いわゆるその空き家に人が住んでもらうということであります。だか ら、店舗にしたりとか、そういうことではないということでご理解いただ きたいと思います。

> (「このままでは住まれへんけど、改修してくれたら、私、 借りてもいいよっていう人がいはるときに助成するいうこ とや。住めるようにして、貸すいうことや、そのままでは 住まれへんから」と呼ぶ者あり)

木澤委員

さっき平川委員がしきりにおっしゃっていた、だから、業者に対して助 成するものではないということですね。

あと、また、それぞれ今後、要綱等定めていくということなので、そのときにも議論をさせていただくことになるのかなというふうに思いますけども、今回、総合的に、対策事業ということでこの案出していただいていますけども、法律の中で、計画を定めて公表するというふうになっていたんですけども、それとの兼ね合いでは、どう理解したらいいんですかね。

総務部長

空き家対策の計画については、努力義務ということで、つくるように努 力しなければならないと規定されています。ただ、当然そういう協議会を つくって、計画をつくってという中で、特定空き家についての実際の指導 であるとか、勧告とかいうようなところも、その計画の中には位置づけて いかなければならないんです。きのうの一般質問の答弁でも申しあげまし たけれども、国のガイドラインがあって、特定空き家っていうのはこうだ っていうのは決まっているんですけども、ただ、実際には、その文面に書 かれたことを実務的にどう進めていくのかっていうこともはっきりとしな ければいけません。特に勧告ということになれば、固定資産の特例措置が 適用が受けられないというような、ご本人の、いわゆる権利関係にも及ん できます。その辺はシビアに対応していかなければなりませんので。今現 在、奈良県と、それから市町村が集まって、具体的にガイドラインをどう やって進めていくのか、どうやって計画をつくっていくのかというよう な、担当者レベルではございますけれども、そういう協議会をつくって、 県全体で、今、研究をしている段階でございますので、そのあたりの一定 の取りまとめができた段階で、計画というものを考えていきたいというふ うに思っております。

委員長

平川委員。

平川委員 あともう1点、空き家になっているっていうのは、やはり、相続人の方

が複数おられるとか、あと、先ほどもおっしゃっていましたけども、所有者の方が特養とかに入っておられて、だけど、家族の方も複数おられて、なかなかその協議もまとまらないし、もともと所有されている方がまだ生きておられるのに勝手なこと、処分もできないっていう、何かさまざまな事情があると思うんですけれども、そのあたりの実態把握っていうのか、そういうのがある程度、実態つかんでいないとなかなか活用って進まないと思うんですけれども、そのあたり、どうなんでしょう。

委員長

池田副町長。

副町長

まず、今、言われた相続云々の問題の実態把握いうのは、これはもう、 不可能に近いです。町ができるのは、あくまでも、住んでおられない状態 を把握するだけです。個々の状況なんか、そんなん全然、聞き取り調査も できない、個人情報ですので。また、アンケート調査も、やったら、やっ ぱり逆に言うたら、ほっとけ言うて怒られますので、そのあたり、できな いです。ただ、現に、今現在、今回も一般質問ございまして、以前からも 空き家については一般質問は昨年もございました。そうした中で、やはり 今から空き家対策について、まだ斑鳩町においては少ないほうですけど も、今からこういうぐあいに空き家については取り組んでいって、またそ れを町の人口の増加いうことであったり、子育て支援に、また転入促進に つなげていければいいということで、当面できることについてはすぐに、 平成29年度からまず実施していこうと。それ以外の分については、非常 に、今、やっぱり個人の財産の問題がありますので、るる、やっぱり内部 で検討する必要がございますので、法律的なこともございますので、それ については、実施に向けて検討をさせていただきたいと、こういう状況で すので、それについてはご理解をいただきたいと思います。

委員長

ほかに理事者側から何か報告しておくことはございませんか。 松岡都市整備課長。 都市整備課長

それでは、その他の報告事項といたしまして、都市整備課から、1点報告をさせていただきます。近畿歴史まちづくりサミットin奈良斑鳩の開催について、報告をさせていただきます。

近畿圏内において歴史的風致維持向上計画の認定都市及び歴史まちづくりに積極的に取り組む都市が、それぞれのまちづくりの取り組みについて意見交換を行い、歴史まちづくりに関する機運の向上、観光の振興、そして都市間の連携を図るために開催するもので、昨年度は京都市にて第1回サミットが開催されました。当町は、平成29年には町制70周年を迎えることとなりますが、その記念イベントの1つとして、当町にて近畿地方整備局との共催により開催するものでございます。

開催日時でございますが、聖徳太子市の初日、2月18日土曜日の午後 1時30分から、法隆寺聖徳会館を会場に開催することとしております。

主なプログラムといたしましては、参加各都市の歴史的風致維持向上計画による取り組みの事例を紹介しながら、パネルディスカッション形式にて意見交換を行う予定でございます。

以上、近畿歴史まちづくりサミットin奈良斑鳩の開催についての報告とさせていただきます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

質疑ではないんですけども、ちょっと、今、報告いただいたので、意見だけ言うておきたいんですけども、こちらのほうも70周年ということで、こういうことやったらどうやという提案もさせてもらっていますけども、いろいろもうこのサミットに参加するとか、とにかくイベントごとっていうのがふえていっていると思うんですね。今、職員さんの勤務状況を

見ていますと、土日も何か出てきて仕事してはるっていうような状況もあ って、代休もとれていないというようなこともちらちらお聞きしますの で、こういうイベントやっていただく、参加していただくことに別に異議 はないんですけども、その辺のところの配慮もきちっと行っていただきた いっていうのは、これは、町長、副町長、きょう町長いらっしゃいません けども、に対して意見だけ、直接の担当の委員会でございませんので、こ こにとどめておきたいと思いますけども、そのことだけ、よろしくお願い します。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わりま す。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受け いたします。中川委員。

中川委員

この前の、3日が用意で4日、産業まつりのアンケートとってくれては るみたいやけど、そのアンケートの結果っていうの、簡単に教えてもらえ ることできるのかな。

委員長

上田建設農林課長。

課長

建設農林 アンケートにつきましては、回答数、50枚程度の結果でございまし た。その中で、項目といたしましては、それぞれ、この催しに何回来られ たことがあるかとか、どこから来られたかという回答で、それぞれ意見い ただいて、集計はさせていただいているところでございます。

> まず、初めて来られた方が9名、複数回があと残りの数ということで、 どちらから来られたかというのが、41名の方が斑鳩町内ということで

す。そして、よかった、楽しかった催しは何でしたかということで一番多かったのが、農産物の即売会、そして次に、振る舞い餅、次に、花の配布という形になっております。そして、ちょっとよくなかったっていう催しの中では、無回答が一番、35人いてはりまして、あとは少数でございました。そして、会場について、よい、どちらでもない、よくないということで、よいが25人、どちらでもないが20人、よくないが5人ということでございました。以上でございます。

## 中川委員

ことし初めてやけど、特設会場いうことでね、この町役場と中央体育館と分けて、会場2つにして開催されましたわな。来られた人も、りんごの即売会はどこですかとか、整理券どこでもらったらいいのっていう問い合わせが、私もかなり聞きました。去年も別に事故があったわけでもなし、1つの会場でたくさんの方が集まってできていたから、何でこの2つに分けたんかな。それで、協賛、協賛っていうのが、参加している、例えば農業委員会の委員さんでも、片や中央体育館におられるわ、片やこっちの役場にずっとおられる、1日別々で行動していたっていうのもあるし、何であの1か所で、去年みたいな状態で開催できへんだんかなっていうのはありますねんけどね。それは今後、ちょっとまた内部で検討しておいていただきたいっていうことを申しあげておきます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

ないようでしたら、私のほうから皆様方にご相談させていただきたいと 思います。

前回の委員会におきまして、木澤委員から、町道4014号線、法隆寺線と町道401号線、服部道との交差点では、平成16年3月の供用開始以来、頻繁に事故が発生していることから、当該交差点の安全対策について、委員会として意見書を提出してはどうかというご意見をいただき、出

席されていた委員からは賛成の意見をいただいておりました。

当日欠席されておりました中川委員さんに、ここでご意見をいただきた いと思います。 中川委員。

中川委員

実際、あの交差点では事故も多数起こっておりますし、優先道路、どちらが優先かもわかりにくいような交差点でありますことから、私も意見書提出には賛成いたします。

委員長

ただいま賛成の意見をいただきましたので、ここで、取りまとめのため、 暫時休憩いたします。

( 午前11時29分 休憩 )

( 午前11時30分 再開 )

委員長

再開いたします。

委員の皆様のお手元にお配りしております意見書を、当委員会の発議により本会議へ提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、当委員会の発議をもって意見書を提出い たします。

それでは、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査についてお諮りいたします。お手元に配布しております 申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、この ように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、 よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。 なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただ きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

(午前11時33分 閉会)